

組合員証① 被扶養者の認定申告

～扶養の事実が発生した日と認定日は必ずしも同じにはなりません～

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

他共済から転入された組合員や、ご家族の状況が変わって新たに被扶養者として認定することとなった場合は、速やかに所属を通じて認定申告の手続きを行ってください。

◆扶養の事実が生じた日から30日以内に届出があったとき

➔ 扶養の事実が発生した日が認定日

◆扶養の事実が発生した日から30日経過後に届出があったとき

➔ 所属所の受付年月日が認定日

!! 事実が発生した日から、所属所の受付年月日までは空白期間ができてしまいます !!

組合員証② 被扶養者の取消申告

～手続きが遅れると医療費返還が生じることも～

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

ご家族の就職、進学、転居・・・春は生活環境がガラリと変わるシーズンです。

ご家族が下表の事由により認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに所属を通じて認定取消の手続きを行ってください。認定取消日は、事由発生日まで遡ることになります。

なお、取消日以降に被扶養者証を使用して診療を受けた場合には、当共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

扶養手当終了	○扶養手当の支給が取消又は終了したとき 【※注1, 2】 【※注1】22歳の年度末到来により扶養手当の支給が終了となったが、学生・アルバイト・無職等で、年間収入が130万円未満の場合の特別認定は検認時に行います。 【※注2】障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者で、年間収入が180万円未満の場合の特別認定は事実発生後速やかに申告願います。
収入増	年間収入が130万円以上ある（見込まれる）とき （障害年金受給者または60歳以上で公的年金受給者は180万円以上） ○パート、アルバイト等の収入が3ヶ月続けて108,334円以上であったとき ○雇用保険を、日額3,612円以上受給したとき
扶養替	○子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割以上多かったとき（他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く） ○結婚、離婚、養子縁組など
別居	○義父母・伯叔父母・甥姪など、同居を条件とする被扶養者が別居したとき ○別居している被扶養者に対しての送金が確認できないとき
就職	○健康保険や社会保険、共済組合等に参加したとき ～採用辞令の写か新しい保険証の写を添付～ ○健康保険等への加入はないが、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかなき

※収入とは・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。

個人年金等の私的年金も収入に含みます。公的年金を同時に受給していなければ上限は130万円となります。